

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:平成29年 5月31日)

(追記日:平成 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (平成29年4月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	106 台
重量	1,006.88 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	平成29年4月18日	71mg/L	14mg/L	7.5mg/L	—	0.1	平成29年5月1日	月1回
2 アルキル水銀	—	—	—	—	検出されないこと	—	—	年1回
3 総水銀	—	—	—	—	0.0005mg/L以下	—	—	〃
4 カドミウム	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
5 鉛	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
6 六価クロム	—	—	—	—	0.05mg/L以下	—	—	〃
7 硼素	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
8 全シアノ	—	—	—	—	検出されないこと	—	—	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	検出されないこと	—	—	〃
10 トリクロロエチレン	—	—	—	—	0.03mg/L以下	—	—	〃
11 テトラクロロエチレン	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
12 ジクロロメタン	—	—	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
13 四塩化炭素	—	—	—	—	0.002mg/L以下	—	—	〃
14 1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	0.004mg/L以下	—	—	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	0.04mg/L以下	—	—	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	0.006mg/L以下	—	—	〃
19 1,3-ジクロロプロベン	—	—	—	—	0.002mg/L以下	—	—	〃
20 チウラム	—	—	—	—	0.006mg/L以下	—	—	〃
21 シマジン	—	—	—	—	0.003mg/L以下	—	—	〃
22 チオベンカルブ	—	—	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
23 ベンゼン	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
24 セレン	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
25 1,4-ジオキサン	—	—	—	—	0.05mg/L以下	—	—	〃
26 塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	0.002mg/L以下	—	—	〃
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	採取場所 総合放流槽		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	年1回
2 シアン化合物	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
3 有機燐化合物	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
4 鉛及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
5 六価クロム化合物	—	—	0.5mg/L以下	—	—	〃
6 硼素及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	—	0.005mg/L以下	—	—	〃
8 アルキル水銀化合物	—	—	検出されないこと	—	—	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	—	—	0.003mg/L以下	—	—	〃
10 トリクロロエチレン	—	—	0.3mg/L以下	—	—	〃
11 テトラクロロエチレン	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
12 ジクロロメタン	—	—	0.2mg/L以下	—	—	〃
13 四塩化炭素	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
14 1,2-ジクロロエタン	—	—	0.04mg/L以下	—	—	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	0.4mg/L以下	—	—	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	—	—	3mg/L以下	—	—	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	—	—	0.06mg/L以下	—	—	〃
19 1,3-ジクロロプロベン	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
20 チウラム	—	—	0.06mg/L以下	—	—	〃
21 シマジン	—	—	0.03mg/L以下	—	—	〃
22 チオベンカルブ	—	—	0.2mg/L以下	—	—	〃
23 ベンゼン	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
24 セレン及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
25 ほう素及びその化合物	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
26 ふつ素及びその化合物	—	—	8mg/L以下	—	—	〃
27 1,4-ジオキサン	—	—	0.5mg/L以下	—	—	〃
28 フェノール類	—	—	5mg/L以下	—	—	〃
29 銅及びその化合物	—	—	3mg/L以下	—	—	〃
30 蚬鉛及びその化合物	—	—	2mg/L以下	—	—	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	—	—	2mg/L以下	—	—	〃
34 水素イオン濃度	平成29年4月13日	7.4	5以上9以下	—	平成29年4月24日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	〃	19.0	5日間の600mg/L未満	0.5	〃	〃
36 浮遊物質量(SS)	〃	1	600mg/L未満	1	〃	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (飼油類)	—	—	5mg/L以下	—	—	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	—	—	60mg/L以下	—	—	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点 檢 篠 所	異常の有無
擁壁等	平成29年4月25日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	平成29年4月25日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成29年4月25日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成29年4月25日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:平成29年 6月30日)

(追記日:平成 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (平成29年5月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	126 台
重量	1,204.91 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	平成29年5月15日	59mg/L	12mg/L	4.7mg/L	—	0.1	平成29年5月26日	月1回
2 アルキル水銀	—	—	—	—	検出されないこと	—	—	年1回
3 総水銀	—	—	—	—	0.0005mg/L以下	—	—	〃
4 カドミウム	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
5 鉛	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
6 六価クロム	—	—	—	—	0.05mg/L以下	—	—	〃
7 硼素	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
8 全シアノ	—	—	—	—	検出されないこと	—	—	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	検出されないこと	—	—	〃
10 トリクロロエチレン	—	—	—	—	0.03mg/L以下	—	—	〃
11 テトラクロロエチレン	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
12 ジクロロメタン	—	—	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
13 四塩化炭素	—	—	—	—	0.002mg/L以下	—	—	〃
14 1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	0.004mg/L以下	—	—	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	0.04mg/L以下	—	—	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	0.006mg/L以下	—	—	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	—	—	—	—	0.002mg/L以下	—	—	〃
20 チウラム	—	—	—	—	0.006mg/L以下	—	—	〃
21 シマジン	—	—	—	—	0.003mg/L以下	—	—	〃
22 チオベンカルブ	—	—	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
23 ベンゼン	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
24 セレン	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
25 1,4-ジオキサン	—	—	—	—	0.05mg/L以下	—	—	〃
26 塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	0.002mg/L以下	—	—	〃
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	年1回
2 シアン化合物	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
3 有機燐化合物	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
4 鉛及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
5 六価クロム化合物	—	—	0.5mg/L以下	—	—	〃
6 硼素及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	—	0.005mg/L以下	—	—	〃
8 アルキル水銀化合物	—	—	検出されないこと	—	—	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	—	—	0.003mg/L以下	—	—	〃
10 トリクロロエチレン	—	—	0.3mg/L以下	—	—	〃
11 テトラクロロエチレン	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
12 ジクロロメタン	—	—	0.2mg/L以下	—	—	〃
13 四塩化炭素	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
14 1,2-ジクロロエタン	—	—	0.04mg/L以下	—	—	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	0.4mg/L以下	—	—	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	—	—	3mg/L以下	—	—	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	—	—	0.06mg/L以下	—	—	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
20 チウラム	—	—	0.06mg/L以下	—	—	〃
21 シマジン	—	—	0.03mg/L以下	—	—	〃
22 チオベンカルブ	—	—	0.2mg/L以下	—	—	〃
23 ベンゼン	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
24 セレン及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
25 ほう素及びその化合物	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
26 ふつ素及びその化合物	—	—	8mg/L以下	—	—	〃
27 1,4-ジオキサン	—	—	0.5mg/L以下	—	—	〃
28 フェノール類	—	—	5mg/L以下	—	—	〃
29 銅及びその化合物	—	—	3mg/L以下	—	—	〃
30 軟鉛及びその化合物	—	—	2mg/L以下	—	—	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	—	—	2mg/L以下	—	—	〃
34 水素イオン濃度	平成29年5月11日	7.4	5以上9以下	—	平成29年5月18日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	〃	2.2	5日間の600mg/L未満	0.5	〃	〃
36 浮遊物質量(SS)	〃	2	600mg/L未満	1	〃	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (飼油類)	—	—	5mg/L以下	—	—	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	—	—	60mg/L以下	—	—	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点 檢 篠 所	異常の有無
擁壁等	平成29年5月25日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	平成29年5月25日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成29年5月25日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成29年5月25日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の處理及清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:平成29年 7月31日)

(追記日:平成 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (平成29年6月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	130 台
重量	1,238.77 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	平成29年6月6日	66mg/L	14mg/L	5.9mg/L	—	0.1	平成29年6月14日	月1回
2 アルキル水銀	—	—	—	—	検出されないこと	—	—	年1回
3 総水銀	—	—	—	—	0.0005mg/L以下	—	—	〃
4 カドミウム	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
5 鉛	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
6 六価クロム	—	—	—	—	0.05mg/L以下	—	—	〃
7 硅素	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
8 全シアン	—	—	—	—	検出されないこと	—	—	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	検出されないこと	—	—	〃
10 トリクロロエチレン	—	—	—	—	0.03mg/L以下	—	—	〃
11 テトラクロロエチレン	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
12 ジクロロメタン	—	—	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
13 四塩化炭素	—	—	—	—	0.002mg/L以下	—	—	〃
14 1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	0.004mg/L以下	—	—	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	0.04mg/L以下	—	—	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	0.006mg/L以下	—	—	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	—	—	—	—	0.002mg/L以下	—	—	〃
20 チウラム	—	—	—	—	0.006mg/L以下	—	—	〃
21 シマジン	—	—	—	—	0.003mg/L以下	—	—	〃
22 チオベンカルブ	—	—	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
23 ベンゼン	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
24 セレン	—	—	—	—	0.01mg/L以下	—	—	〃
25 1,4-ジオキサン	—	—	—	—	0.05mg/L以下	—	—	〃
26 塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	0.002mg/L以下	—	—	〃
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	年1回
2 シアン化合物	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
3 有機燃焼化合物	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
4 鉛及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
5 六価クロム化合物	—	—	0.5mg/L以下	—	—	〃
6 硅素及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	—	0.005mg/L以下	—	—	〃
8 アルキル水銀化合物	—	—	検出されないこと	—	—	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	—	—	0.003mg/L以下	—	—	〃
10 トリクロロエチレン	—	—	0.3mg/L以下	—	—	〃
11 テトラクロロエチレン	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
12 ジクロロメタン	—	—	0.2mg/L以下	—	—	〃
13 四塩化炭素	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
14 1,2-ジクロロエタン	—	—	0.04mg/L以下	—	—	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	0.4mg/L以下	—	—	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	—	—	3mg/L以下	—	—	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	—	—	0.06mg/L以下	—	—	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
20 チウラム	—	—	0.06mg/L以下	—	—	〃
21 シマジン	—	—	0.03mg/L以下	—	—	〃
22 チオベンカルブ	—	—	0.2mg/L以下	—	—	〃
23 ベンゼン	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
24 セレン及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
25 ほう素及びその化合物	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
26 ふつ素及びその化合物	—	—	8mg/L以下	—	—	〃
27 1,4-ジオキサン	—	—	0.5mg/L以下	—	—	〃
28 フェノール類	—	—	5mg/L以下	—	—	〃
29 銅及びその化合物	—	—	3mg/L以下	—	—	〃
30 亜鉛及びその化合物	—	—	2mg/L以下	—	—	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	—	—	2mg/L以下	—	—	〃
34 水素イオン濃度	平成29年6月8日	7.6	5以上9以下	—	平成29年6月16日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	"	4.0	5日間の600mg/L未満	0.5	"	〃
36 浮遊物質量(SS)	"	定義下限値未満	600mg/L未満	1	"	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	—	—	5mg/L以下	—	—	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	—	—	60mg/L以下	—	—	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点 檢 篠 所	異常の有無
擁壁等	平成29年6月21日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	平成29年6月21日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成29年6月21日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成29年6月21日 勤務日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測 定 結 果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度			
		最終処分場								
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)						
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回			
措置の必要性	—									
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度			
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回			
措置の必要性	—									

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:平成29年 8月31日)

(追記日:平成 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (平成29年7月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	119 台
重量	1,131.30 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	平成29年7月12日	70	16	5.8	—	0.1	平成29年7月26日	月1回
2 アルキル水銀	"	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005	"	年1回
3 総水銀	"	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005mg/L以下	0.0005	"	"
4 カドミウム	"	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.01mg/L以下	0.0003	"	"
5 鉛	"	0.006	0.001	0.003	0.01mg/L以下	0.001	"	"
6 六価クロム	"	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下	0.005	"	"
7 硼素	"	0.004	0.002	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001	"	"
8 全シアン	"	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.1	"	"
9 ポリ塩化ビフェニル	"	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005	"	"
10 トリクロロエチレン	"	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03mg/L以下	0.003	"	"
11 テトラクロロエチレン	"	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001	"	"
12 ジクロロメタン	"	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	0.002	"	"
13 四塩化炭素	"	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	0.0002	"	"
14 1,2-ジクロロエタン	"	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004mg/L以下	0.0004	"	"
15 1,1-ジクロロエチレン	"	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.02mg/L以下	0.01	"	"
16 1,2-ジクロロエチレン	"	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04mg/L以下	0.004	"	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	"	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下	0.1	"	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	"	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下	0.0006	"	"
19 1,3-ジクロロプロベン	"	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	0.0002	"	"
20 チウラム	"	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下	0.0006	"	"
21 シマジン	"	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下	0.0003	"	"
22 チオベンカルブ	"	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	0.002	"	"
23 ベンゼン	"	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	0.002	"	"
24 セレン	"	0.001	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	0.001	"	"
25 1,4-ジオキサン	"	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下	0.005	"	"
26 クロロエチレン	"	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	0.0002	"	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	年1回
2 シアン化合物	—	—	1mg/L以下	—	"	"
3 有機燐化合物	—	—	1mg/L以下	—	"	"
4 鉛及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	"	"
5 六価クロム化合物	—	—	0.5mg/L以下	—	"	"
6 硼素及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	"	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	—	0.005mg/L以下	—	"	"
8 アルキル水銀化合物	—	—	検出されないこと	—	"	"
9 ポリ塩化ビフェニル	—	—	0.003mg/L以下	—	"	"
10 トリクロロエチレン	—	—	0.3mg/L以下	—	"	"
11 テトラクロロエチレン	—	—	0.1mg/L以下	—	"	"
12 ジクロロメタン	—	—	0.2mg/L以下	—	"	"
13 四塩化炭素	—	—	0.02mg/L以下	—	"	"
14 1,2-ジクロロエタン	—	—	0.04mg/L以下	—	"	"
15 1,1-ジクロロエチレン	—	—	1mg/L以下	—	"	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	0.4mg/L以下	—	"	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	—	—	3mg/L以下	—	"	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	—	—	0.06mg/L以下	—	"	"
19 1,3-ジクロロプロベン	—	—	0.02mg/L以下	—	"	"
20 チウラム	—	—	0.06mg/L以下	—	"	"
21 シマジン	—	—	0.03mg/L以下	—	"	"
22 チオベンカルブ	—	—	0.2mg/L以下	—	"	"
23 ベンゼン	—	—	0.1mg/L以下	—	"	"
24 セレン及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	"	"
25 ほう素及びその化合物	—	—	10mg/L以下	—	"	"
26 ふつ素及びその化合物	—	—	8mg/L以下	—	"	"
27 1,4-ジオキサン	—	—	0.5mg/L以下	—	"	"
28 フェノール類	—	—	5mg/L以下	—	"	"
29 銅及びその化合物	—	—	3mg/L以下	—	"	"
30 軟鉛及びその化合物	—	—	2mg/L以下	—	"	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	—	—	10mg/L以下	—	"	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	—	—	10mg/L以下	—	"	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	—	—	2mg/L以下	—	"	"
34 水素イオン濃度	平成29年7月13日	7.4	5以上9以下	—	平成29年7月24日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	"	1.7	5日間の600mg/L未満	0.5	"	"
36 浮遊物質量(SS)	"	2	600mg/L未満	1	"	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (飼油類)	—	—	5mg/L以下	—	年1回	
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	—	—	60mg/L以下	—	"	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点 檢 篠 所	異常の有無
擁壁等	平成29年7月25日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	平成29年7月25日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成29年7月21日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成29年7月25日 勤務日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の處理及清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:平成29年 9月30日)

(追記日:平成 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (平成29年8月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	125 台
重量	1,194.25 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	平成29年8月21日	70mg/L	21mg/L	5.9mg/L	—	0.1	平成29年9月6日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 硅素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 デトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロパン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	採取場所 総合放流槽		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			下水排水基準 基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	年1回
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
3 有機燃化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
6 硅素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	"
11 デトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
19 1,3-ジクロロプロパン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	"
26 ふつ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	"
30 車鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	"
34 水素イオン濃度	平成29年8月10日	7.4	5以上9以下	-	平成29年8月25日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	"	1.6	5日間の600mg/L未満	0.5	"	"
36 浮遊物質量(SS)	"	定量下限値未満	600mg/L未満	1	"	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点検箇所	異常の有無
擁壁等	平成29年8月23日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	平成29年8月23日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成29年8月28日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成29年8月23日 稼働日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測定結果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	平成29年7月12日	0.052	0.00019	0.00031	1pg-TEQ/L以下	平成29年8月18日	年1回
措置の必要性	なし						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:平成29年10月31日)

(追記日:平成 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (平成29年9月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	109 台
重量	1,032.03 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	平成29年9月13日	71mg/L	20mg/L	4.3mg/L	—	0.1	平成29年9月26日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 硼素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 全シアノ	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	・採取場所 総合放流槽		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			下水排水基準 基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	年1回
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
6 硼素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	〃
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
26 ふつ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	〃
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	〃
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
30 軟鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
34 水素イオン濃度	平成29年9月14日	7.5	5以上9以下	-	平成29年9月27日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	"	1.4	5日間の600mg/L未満	0.5	"	〃
36 浮遊物質量(SS)	"	定量下限値未満	600mg/L未満	1	"	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (飼油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点 檢 篠 所	異常の有無
擁壁等	平成29年9月25日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	平成29年9月25日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成29年9月25日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成29年9月22日 稼働日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:平成29年11月30日)

(追記日:平成 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物(平成29年10月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	115 台
重量	1,092.55 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	平成29年10月19日	61mg/L	19mg/L	6.2mg/L	—	0.1	平成29年11月6日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 硼素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 全シアノ	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	・採取場所 総合放流槽		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			下水排水基準 基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	年1回
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
6 硼素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	-	-	〃
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	-	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	-	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	-	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	-	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	-	-	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	-	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	-	-	0.02mg/L以下	-	-	〃
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	-	-	〃
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	-	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	-	-	〃
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	-	-	〃
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
26 ふつ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	-	-	〃
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	-	-	〃
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	-	-	〃
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	-	-	〃
30 軟鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	-	-	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	-	-	〃
34 水素イオン濃度	平成29年10月12日	7.2	5以上9以下	-	平成29年10月23日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	"	0.9	5日間の600mg/L未満	0.5	"	〃
36 浮遊物質量(SS)	"	定量下限値未満	600mg/L未満	1	"	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (飼油類)	-	-	5mg/L以下	-	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	-	-	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点 檢 篠 所	異常の有無
擁壁等	平成29年10月25日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	平成29年10月25日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成29年10月20日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成29年10月20日 稼働日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:平成29年12月31日)

(追記日:平成 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (平成29年11月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	101 台
重量	962.18 t

2 周辺地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	平成29年11月15日	60mg/L	3.0mg/L	6.4mg/L	—	0.1	平成29年11月29日	月1回
2 アルキル水銀	—	—	—	—	検出されないこと	0.0005	—	年1回
3 総水銀	—	—	—	—	0.0005mg/L以下	0.0005	—	〃
4 カドミウム	—	—	—	—	0.01mg/L以下	0.0003	—	〃
5 鉛	—	—	—	—	0.01mg/L以下	0.001	—	〃
6 六価クロム	—	—	—	—	0.05mg/L以下	0.005	—	〃
7 硫素	—	—	—	—	0.01mg/L以下	0.001	—	〃
8 全シアノ	—	—	—	—	検出されないこと	0.1	—	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	検出されないこと	0.0005	—	〃
10 トリクロロエチレン	—	—	—	—	0.03mg/L以下	0.003	—	〃
11 テトラクロロエチレン	—	—	—	—	0.01mg/L以下	0.001	—	〃
12 ジクロロメタン	—	—	—	—	0.02mg/L以下	0.002	—	〃
13 四塩化炭素	—	—	—	—	0.002mg/L以下	0.0002	—	〃
14 1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	0.004mg/L以下	0.0004	—	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	0.02mg/L以下	0.01	—	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	0.04mg/L以下	0.004	—	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	1mg/L以下	0.1	—	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	0.006mg/L以下	0.0006	—	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	—	—	—	—	0.002mg/L以下	0.0002	—	〃
20 チウラム	—	—	—	—	0.006mg/L以下	0.0006	—	〃
21 シマジン	—	—	—	—	0.003mg/L以下	0.0003	—	〃
22 チオベンカルブ	—	—	—	—	0.02mg/L以下	0.002	—	〃
23 ベンゼン	—	—	—	—	0.01mg/L以下	0.002	—	〃
24 セレン	—	—	—	—	0.01mg/L以下	0.001	—	〃
25 1,4-ジオキサン	—	—	—	—	0.05mg/L以下	0.005	—	〃
26 塩化ビニルモノマー	—	—	—	—	0.002mg/L以下	0.0002	—	〃
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	採取場所 総合放流槽			測定結果の得られた年月日	測定頻度
		測定値		下水排水基準		
		基準値	定量下限値			
1 カドミウム及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	年1回
2 シアン化合物	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
3 有機磷化合物	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
4 鉛及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
5 六価クロム化合物	—	—	0.5mg/L以下	—	—	〃
6 硫素及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	—	0.005mg/L以下	—	—	〃
8 アルキル水銀化合物	—	—	検出されないこと	—	—	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	—	—	0.003mg/L以下	—	—	〃
10 トリクロロエチレン	—	—	0.3mg/L以下	—	—	〃
11 テトラクロロエチレン	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
12 ジクロロメタン	—	—	0.2mg/L以下	—	—	〃
13 四塩化炭素	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
14 1,2-ジクロロエタン	—	—	0.04mg/L以下	—	—	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	—	—	1mg/L以下	—	—	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	0.4mg/L以下	—	—	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	—	—	3mg/L以下	—	—	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	—	—	0.06mg/L以下	—	—	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	—	—	0.02mg/L以下	—	—	〃
20 チウラム	—	—	0.06mg/L以下	—	—	〃
21 シマジン	—	—	0.03mg/L以下	—	—	〃
22 チオベンカルブ	—	—	0.2mg/L以下	—	—	〃
23 ベンゼン	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
24 セレン及びその化合物	—	—	0.1mg/L以下	—	—	〃
25 ほう素及びその化合物	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
26 ふつ素及びその化合物	—	—	8mg/L以下	—	—	〃
27 1,4-ジオキサン	—	—	0.5mg/L以下	—	—	〃
28 フェノール類	—	—	5mg/L以下	—	—	〃
29 銅及びその化合物	—	—	3mg/L以下	—	—	〃
30 亜鉛及びその化合物	—	—	2mg/L以下	—	—	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	—	—	10mg/L以下	—	—	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	—	—	2mg/L以下	—	—	〃
34 水素イオン濃度	平成29年11月9日	7.1	5以上9以下	—	平成29年11月22日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	〃	1.1	5日間の600mg/L未満	0.5	〃	〃
36 浮遊物質量(SS)	〃	定量下限値未満		600mg/L未満	1	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	—	—	5mg/L以下	—	—	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	—	—	60mg/L以下	—	—	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度をいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点 檀 篤 所	異常の有無
擁壁等	平成29年11月21日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
應水工	平成29年11月21日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成29年11月21日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成29年11月21日 稼働日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:平成30年 1月31日)

(追記日:平成 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (平成29年12月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	136 台
重量	1,285.51 t

2 周辺地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	平成29年12月18日	56mg/L	3.0mg/L	6.1mg/L	—	0.1	平成30年1月9日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 硫素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 全シアノ	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオペンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

・採取場所 総合放流槽

・放流先 大野城市公共下水道

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	下水排水基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物	平成29年12月14日	定量下限値未満	0.1mg/L以下	0.003	平成29年12月27日	年1回
2 シアン化合物	"	定量下限値未満	1mg/L以下	0.1	"	〃
3 有機磷化合物	"	定量下限値未満	1mg/L以下	0.1	"	〃
4 鉛及びその化合物	"	定量下限値未満	0.1mg/L以下	0.01	"	〃
5 六価クロム化合物	"	定量下限値未満	0.5mg/L以下	0.05	"	〃
6 硫素及びその化合物	"	定量下限値未満	0.1mg/L以下	0.01	"	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	"	定量下限値未満	0.005mg/L以下	0.0005	"	〃
8 アルキル水銀化合物	"	定量下限値未満	検出されないこと	0.0005	"	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	"	定量下限値未満	0.003mg/L以下	0.0005	"	〃
10 トリクロロエチレン	"	定量下限値未満	0.3mg/L以下	0.01	"	〃
11 テトラクロロエチレン	"	定量下限値未満	0.1mg/L以下	0.01	"	〃
12 ジクロロメタン	"	定量下限値未満	0.2mg/L以下	0.02	"	〃
13 四塩化炭素	"	定量下限値未満	0.02mg/L以下	0.002	"	〃
14 1,2-ジクロロエタン	"	定量下限値未満	0.04mg/L以下	0.004	"	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	"	定量下限値未満	1mg/L以下	0.1	"	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	"	定量下限値未満	0.4mg/L以下	0.04	"	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	"	定量下限値未満	3mg/L以下	0.3	"	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	"	定量下限値未満	0.06mg/L以下	0.006	"	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	"	定量下限値未満	0.02mg/L以下	0.002	"	〃
20 チウラム	"	定量下限値未満	0.06mg/L以下	0.006	"	〃
21 シマジン	"	定量下限値未満	0.03mg/L以下	0.003	"	〃
22 チオペンカルブ	"	定量下限値未満	0.2mg/L以下	0.02	"	〃
23 ベンゼン	"	定量下限値未満	0.1mg/L以下	0.01	"	〃
24 セレン及びその化合物	"	定量下限値未満	0.1mg/L以下	0.01	"	〃
25 ほう素及びその化合物	"	定量下限値未満	10mg/L以下	1	"	〃
26 ふつ素及びその化合物	"	定量下限値未満	8mg/L以下	0.8	"	〃
27 1,4-ジオキサン	"	定量下限値未満	0.5mg/L以下	0.05	"	〃
28 フェノール類	"	定量下限値未満	5mg/L以下	0.5	"	〃
29 銅及びその化合物	"	定量下限値未満	3mg/L以下	0.3	"	〃
30 亜鉛及びその化合物	"	定量下限値未満	2mg/L以下	0.2	"	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	"	定量下限値未満	10mg/L以下	0.5	"	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	"	定量下限値未満	10mg/L以下	0.5	"	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	"	定量下限値未満	2mg/L以下	0.2	"	〃
34 水素イオン濃度	"	7.8	5以上9以下	—	"	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	"	2.8	5日間600mg/L未満	0.5	"	〃
36 浮遊物質量(SS)	"	2	600mg/L未満	1	"	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	"	定量下限値未満	5mg/L以下	1	"	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	"	定量下限値未満	60mg/L以下	1	"	〃
39 沢素消費量	"	2	220mg/L未満	1	"	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点 檀 篤 所	異常の有無
擁壁等	平成29年12月26日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
應水工	平成29年12月26日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成29年12月27日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成29年12月26日 稼働日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	平成29年12月14日	0.000084 pg-TEQ/L			10pg-TEQ/L以下	平成30年1月12日	年1回
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:平成30年 2月28日)

(追記日:平成 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物(平成30年1月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	68 台
重量	640.85 t

2 周辺地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
		63mg/L	7.7mg/L	6.2mg/L	—	0.1	平成30年1月22日	月1回
1 塩化物イオン	平成30年1月11日	63mg/L	7.7mg/L	6.2mg/L	—	0.1	平成30年1月22日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 硼素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 全シアノ	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	・採取場所 総合放流槽		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			下水排水基準			
			基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物			0.1mg/L以下	0.003		年1回
2 シアン化合物			1mg/L以下	0.1		〃
3 有機燐化合物			1mg/L以下	0.1		〃
4 鉛及びその化合物			0.1mg/L以下	0.01		〃
5 六価クロム化合物			0.5mg/L以下	0.05		〃
6 硼素及びその化合物			0.1mg/L以下	0.01		〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			0.005mg/L以下	0.0005		〃
8 アルキル水銀化合物			検出されないこと	0.0005		〃
9 ポリ塩化ビフェニル			0.003mg/L以下	0.0005		〃
10 トリクロロエチレン			0.3mg/L以下	0.01		〃
11 テトラクロロエチレン			0.1mg/L以下	0.01		〃
12 ジクロロメタン			0.2mg/L以下	0.02		〃
13 四塩化炭素			0.02mg/L以下	0.002		〃
14 1,2-ジクロロエタン			0.04mg/L以下	0.004		〃
15 1,1-ジクロロエチレン			1mg/L以下	0.1		〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン			0.4mg/L以下	0.04		〃
17 1,1,1-トリクロロエタン			3mg/L以下	0.3		〃
18 1,1,2-トリクロロエタン			0.06mg/L以下	0.006		〃
19 1,3-ジクロロプロパン			0.02mg/L以下	0.002		〃
20 チウラム			0.06mg/L以下	0.006		〃
21 シマジン			0.03mg/L以下	0.003		〃
22 チオベンカルブ			0.2mg/L以下	0.02		〃
23 ベンゼン			0.1mg/L以下	0.01		〃
24 セレン及びその化合物			0.1mg/L以下	0.01		〃
25 ほう素及びその化合物			10mg/L以下	1		〃
26 ふつ素及びその化合物			8mg/L以下	0.8		〃
27 1,4-ジオキサン			0.5mg/L以下	0.05		〃
28 フェノール類			5mg/L以下	0.5		〃
29 銅及びその化合物			3mg/L以下	0.3		〃
30 軟鉛及びその化合物			2mg/L以下	0.2		〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)			10mg/L以下	0.5		〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)			10mg/L以下	0.5		〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)			2mg/L以下	0.2		〃
34 水素イオン濃度	平成30年1月9日	7.4	5以上9以下	—	平成30年1月18日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	"	1.5	5日間の600mg/L未満	0.5	"	〃
36 浮遊物質量(SS)	"	1	600mg/L未満	1	"	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (飼油類)						年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)						〃
39 沢素消費量						〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点 檢 篠 所	異常の有無
擁壁等	平成30年1月25日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	平成30年1月25日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成30年1月17日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成30年1月25日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:平成30年 3月31日)

(追記日:平成 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (平成30年2月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	107 台
重量	1,014.62 t

2 周辺地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	平成30年2月5日	65mg/L	8.9mg/L	6.2mg/L	—	0.1	平成30年2月19日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	〃
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	〃
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
7 硼素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	〃
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	〃
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	〃
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	〃
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	〃
26 塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	〃
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	測定値	・採取場所 総合放流槽		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	0.003	-	年1回
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
3 有機燐化合物	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	0.01	-	〃
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	0.05	-	〃
6 硼素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	0.01	-	〃
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	0.0005	-	〃
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	0.0005	-	〃
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	0.0005	-	〃
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	0.01	-	〃
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	0.01	-	〃
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	0.02	-	〃
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	〃
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	0.1	-	〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	0.04	-	〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	1	-	〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	0.006	-	〃
19 1,3-ジクロロプロパン	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	〃
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	0.006	-	〃
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	〃
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	0.02	-	〃
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	0.01	-	〃
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	0.01	-	〃
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	1	-	〃
26 ふつ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	0.8	-	〃
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	0.05	-	〃
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	0.5	-	〃
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	0.3	-	〃
30 軟鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	0.2	-	〃
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	0.5	-	〃
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	0.5	-	〃
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	0.2	-	〃
34 水素イオン濃度	平成30年2月8日	7.2	5以上9以下	-	平成30年2月16日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	"	1.2	5日間の600mg/L未満	0.5	"	〃
36 浮遊物質量(SS)	"	1	600mg/L未満	1	"	〃
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (飼油類)	-	-	5mg/L以下	1	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	1	-	〃
39 沢素消費量	-	-	220mg/L未満	1	-	〃
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点 檢 篠 所	異常の有無
擁壁等	平成30年2月22日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	平成30年2月22日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成30年2月22日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成30年2月22日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
		送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

測 定 結 果							
項目	採取年月日	最終処分場			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)			
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回
措置の必要性	—						

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量	—	—	年1回

福岡都市圏南部最終処分場維持管理記録
廃棄物の處理及清掃に関する法律 第9条の3第7項にもとづく記録

(閲覧開始日:平成30年 4月30日)

(追記日:平成 年 月 日)

福岡都市圏南部環境事業組合

1 処分した廃棄物 (平成30年3月分)

種類	一般廃棄物焼却残渣
台数	131 台
重量	1,247.53 t

2 周縁地下水の水質

(1) 最終処分場

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採取年月日	採取場所			地下水等適合基準		測定結果の得られた年月日	測定頻度
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)	基準値	定量下限値		
1 塩化物イオン	平成30年3月6日	57mg/L	9.5mg/L	6.3mg/L	—	0.1	平成30年3月13日	月1回
2 アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	年1回
3 総水銀	-	-	-	-	0.0005mg/L以下	0.0005	-	"
4 カドミウム	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.0003	-	"
5 鉛	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
6 六価クロム	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
7 硅素	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
8 全シアン	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
13 四塩化炭素	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	0.004mg/L以下	0.0004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.01	-	"
16 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
20 チウラム	-	-	-	-	0.006mg/L以下	0.0006	-	"
21 シマジン	-	-	-	-	0.003mg/L以下	0.0003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
23 ベンゼン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.002	-	"
24 セレン	-	-	-	-	0.01mg/L以下	0.001	-	"
25 1,4-ジオキサン	-	-	-	-	0.05mg/L以下	0.005	-	"
26 塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	0.002mg/L以下	0.0002	-	"
措置の必要性	なし							

3 放流水の水質

浸出水処理設備

水質検査の実施に係る法令等の根拠及びその項目	採水年月日	測定値	採取場所 総合放流槽		測定結果の得られた年月日	測定頻度
			下水排水基準 基準値	定量下限値		
1 カドミウム及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	0.003	-	年1回
2 シアン化合物	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
3 有機燃焼化合物	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
4 鉛及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	0.01	-	"
5 六価クロム化合物	-	-	0.5mg/L以下	0.05	-	"
6 硅素及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	0.01	-	"
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	0.005mg/L以下	0.0005	-	"
8 アルキル水銀化合物	-	-	検出されないこと	0.0005	-	"
9 ポリ塩化ビフェニル	-	-	0.003mg/L以下	0.0005	-	"
10 トリクロロエチレン	-	-	0.3mg/L以下	0.01	-	"
11 テトラクロロエチレン	-	-	0.1mg/L以下	0.01	-	"
12 ジクロロメタン	-	-	0.2mg/L以下	0.02	-	"
13 四塩化炭素	-	-	0.02mg/L以下	0.0002	-	"
14 1,2-ジクロロエタン	-	-	0.04mg/L以下	0.004	-	"
15 1,1-ジクロロエチレン	-	-	1mg/L以下	0.1	-	"
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.4mg/L以下	0.04	-	"
17 1,1,1-トリクロロエタン	-	-	3mg/L以下	1	-	"
18 1,1,2-トリクロロエタン	-	-	0.06mg/L以下	0.006	-	"
19 1,3-ジクロロプロペン	-	-	0.02mg/L以下	0.002	-	"
20 チウラム	-	-	0.06mg/L以下	0.006	-	"
21 シマジン	-	-	0.03mg/L以下	0.003	-	"
22 チオベンカルブ	-	-	0.2mg/L以下	0.02	-	"
23 ベンゼン	-	-	0.1mg/L以下	0.01	-	"
24 セレン及びその化合物	-	-	0.1mg/L以下	0.01	-	"
25 ほう素及びその化合物	-	-	10mg/L以下	1	-	"
26 ふつ素及びその化合物	-	-	8mg/L以下	0.8	-	"
27 1,4-ジオキサン	-	-	0.5mg/L以下	0.05	-	"
28 フェノール類	-	-	5mg/L以下	0.5	-	"
29 銅及びその化合物	-	-	3mg/L以下	0.3	-	"
30 亜鉛及びその化合物	-	-	2mg/L以下	0.2	-	"
31 鉄及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	0.5	-	"
32 マンガン及びその化合物(溶解性)	-	-	10mg/L以下	0.5	-	"
33 クロム及びその化合物(溶解性)	-	-	2mg/L以下	0.2	-	"
34 水素イオン濃度	平成30年3月9日	7.2	5以上9以下	-	平成30年3月19日	月1回
35 生物化学的酸素要求量(BOD)	"	2.2	5日間の600mg/L未満	0.5	"	"
36 浮遊物質量(SS)	"	定量下限値未満	600mg/L未満	1	"	"
37 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	-	-	5mg/L以下	1	-	年1回
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	-	-	60mg/L以下	1	-	"
39 沢素消費量	-	-	220mg/L未満	1	-	"
措置の必要性	なし					

注・「検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

・「定量下限値」とは、その分析法で正確に定量できる最低濃度のことをいう。

4 施設の点検

項目	点検日	点 檢 篠 所	異常の有無
擁壁等	平成30年3月20日	天端コンクリート	無
		堤外地側	無
遮水工	平成30年3月20日	左岸側	無
		右岸側	無
		貯留締切堤	無
調整池	平成30年3月20日	浸出水調整池	無
浸出水処理設備	平成30年3月20日	浸出水調整槽	無
		処理設備	無
措置の必要性	稼働日	送水管	無
措置の必要性	なし		

5 ダイオキシン類の測定

項目	採取年月日	測 定 結 果			水質環境基準値 (周縁地下水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度			
		最終処分場								
		上流(No.1)	下流(No.2)	下流(No.3)						
ダイオキシン類濃度	—	—	—	—	1pg-TEQ/L以下	—	年1回			
措置の必要性	—									
項目	採取年月日	浸出水処理施設 (総合放流水)			水質排出基準 (放流水)	測定結果の 得られた年月日	測定頻度			
ダイオキシン類濃度	—	—			10pg-TEQ/L以下	—	年1回			
措置の必要性	—									

6 残余の埋立容量

規定項目	測定年月日	測定結果	測定頻度
残余の埋立容量			年1回